女四書

女孝經

9
4447
1

ロ9
4447
1

孝経

此書は唐れ㠯前の書ていし〻女乃
男をたさめあ㠯そこのてほろをかた
ら〻時のこうくそくめ〻もて書題

論語

古の書い漢乃曹大家前代れ良女
孝婦れり私の後世れ教訓とうくそ
てそ乃紙去めくりて玉く書私を

女四書

内訓

此書は明の大宗皇帝のこさそぶ乃
つくてとうまて書題おうう女とむれく
むんなこうふ乃紙法をくようと注まうり
この書もまさ曹大家の他乃りおう女れ
更りそうひ男姑よけうふ乃ろそれ
女のそくめとなうくそ乃紙去めくりて玉く書私を

女誡

女四書の序

女ここもとものう学ぶ
まうれど我乃
ぬこりうこ
文をまうし
うてふ乃
みれぐひい大
一そうねうれ
ふうりそのづく
ぐたうこうる

女孝經卷上目錄

開宗明義章一

后妃章第二

夫人章第三

邦君章第四

庶人章第五

事業始章六
三才章第七
莽治章第八
異形章第九

女孝経巻上目録終

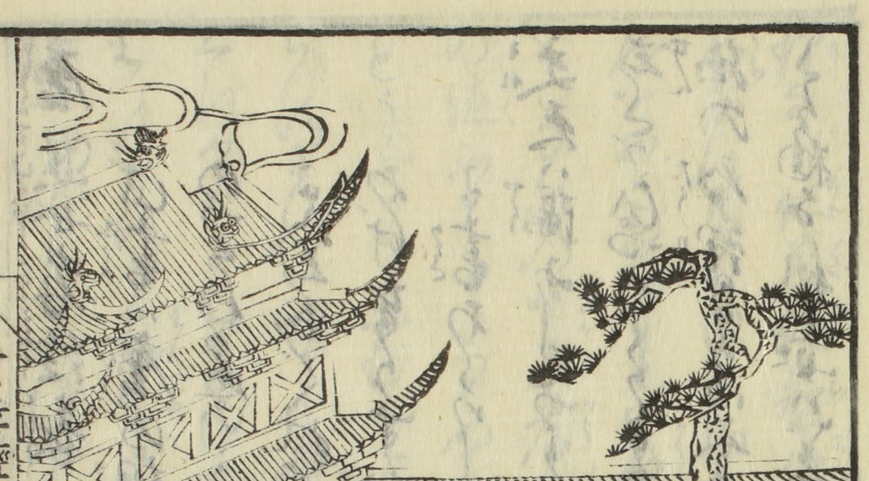

唐遊女孝経表

臣聞、唐の朝敬卿陳逸とつぶやの書鄭氏
のつくれる処のこと
こと
をもつぐくれそ
おげをうすかひらこまをとそひーみ細と表
ま書あるり
文天陽みてつくぬ地い法みてやつくる処陰陽
そうひやうこにおそうまー天地日
経のおほるりへよ文姫のうして天地陰陽ふたと
いう格をれぐぬいそ

程もり仁義礼智信のおこるみふべき
をおこるふと
そこうひの中小孝のうち経のこと
の徳をうごうこと
らんぐそれむー奇の国よ
くれそうがもそなりそれこそひ純のまこと
そんぐんをの河もりをねこうとあ一人のむをめありぐむと

母の神宮へと。我一人してとゝ
人〻よめりさせてくとゝへたゞし
とゞめ。速川を遣りてれだ
わにとめとゝうとありとゝひとは。國乃奈神
乃宮ふうくとれど。一石そゝいくりて
むとめいわづ母をとゝろをまで
西からんをそでたる罪よりさいしやをめ力
とゞめひとはこそ。さやうをりてれば天はありて
あとゝうりとゝろにはまこのん天よ西一くるゝにいま
てもさゝるも雷電震動一てめとゝり新の宮の

うてるへ落く。宮とゝうとゝそこうの水大ぢへ
ゝとゝわづの神ゝとゝや。これ春の速天地とゝ
しにわゝとゝや。又大舞とゝ
き最へ乃男にくしくしく春の速
くけるにゝとゝうぢ。完全ゝ石をようを祈ひぢこ
とゝおひ。天下をゆり神地祇を高の命と
あゝの神ひよ大震春の速
神ゝおゝ祖ゝとゝくしてふる
記一とゝり。これ春の速神と宝ゝとゝ
わゝびや。への神ゝとゝうひとゝせやと

女孝経巻之上

岡宗明義章第一

ゆゑ男にくゝ行く親もまもるべしとふくめ
ありまもるべしとふくめ
をしからぬ物ぞとて女のもとへ
きてねるべし。すきこうるゝ
ねごゝろやうにこゆるぎ
又なふしてとうもかぐよ
もてこびを出栗とめでしてたがいぐうやうん
ぐべし。ちんらうるもとべきまゝ
ばゝとうものしべくんぱ

かうりてゝをおかぶるうへうちうくやうにて
ちくしてそれにもぐりこんでおもてを
恵をひんぐおとやにあるめうんぐうくぱくけのさ
とわれんでらぬものをしひおとてゆうやうふ
もるはこれうる女の徳(とく)の就(なる)
のづく天狗(てんぐ)のようなるひさうな
惟喜友三年兄弟(これよしともさんねんきょうだい)しく
とゝ地よりて兄弟(きょうだい)
つちきものうりとうまでぐくちうこむ
るんぬべし

后妃章第二

毛詩乃咲雎鳩配乃毛詩關
雎乃篇の次に置ましく
后を初として天下國家その正邊より始
ることなれば后妃章を次ぎ
雎乃篇の次に置ましくて
妃と置邊ましくてそれ
へ雎鳩くつがひをなして雄雄あひ
びくやりくざるをさだめ
人とをそうりをざつて

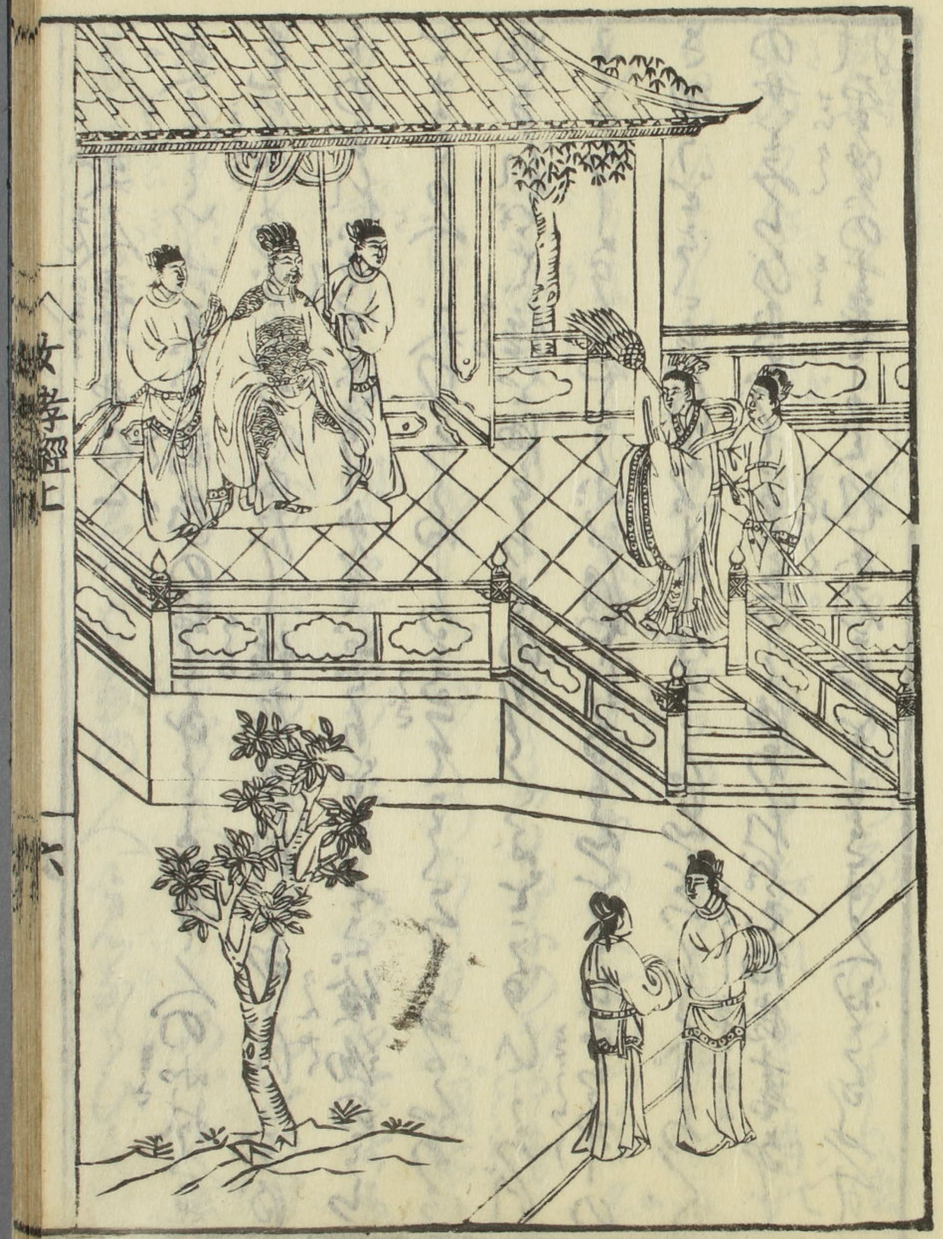

あるもし此代ありそうらば。毛詩の華の篇う。敎二諸
千宮声開二千外一といえる。當楽のこころひきうけ
聞よるをば。そこをみよることのごとく。后のごとく
うえをば。敎のごとくして。文まにうくつつ。話
をば。天下のひとをとくを守をえらびてできうたの
四方のうえうてこぐ。これをものをやとうれをだそんや玉
そうこれをものをやとうひくぐるのごとくそのそうく
とをえ敎ーうやまうとうるうるぐ。ー

天子章第二

天子者。父天而母地。故親生之膝下。以養父母日嚴。資於事父以事母而愛同。資於事父以事君而敬同。故母取其愛而君兼其敬。所以事君也。

諸侯章第三

在上不驕。高而不危。所以長守貴也。制節謹度。滿而不溢。所以長守富也。富貴不離其身。然後能保其社稷。而和其人民。蓋諸侯之所以事其君也。

卿大夫章第四

非先王之法服不敢服。非先王之德行不敢行。是故言滿天下無口過。行滿天下無怨惡。德滿天下無人非。三者既備。然後能守其宗廟。蓋卿大夫之所以事其君也。

士章第五

資於事父以事母而愛同。資於事父以事君而敬同。故母取其愛而君兼其敬。所以事君也。

庶人章第六

庶人之孝。在於謹身節用。以養父母。

三才章第七

曾子曰。甚哉孝之大也。子曰。夫孝。天之經也。地之義也。民之行也。天地之經。而民是則之。則天之明。因地之利。以順天下。是以其教不肅而成。其政不嚴而治。先王見教之可以化民也。是故先之以博愛。而民莫遺其親。陳之以德義。而民興行。先之以敬讓。而民不爭。導之以禮樂。而民和睦。示之以好惡。而民知禁。詩云。赫赫師尹。民具爾瞻。

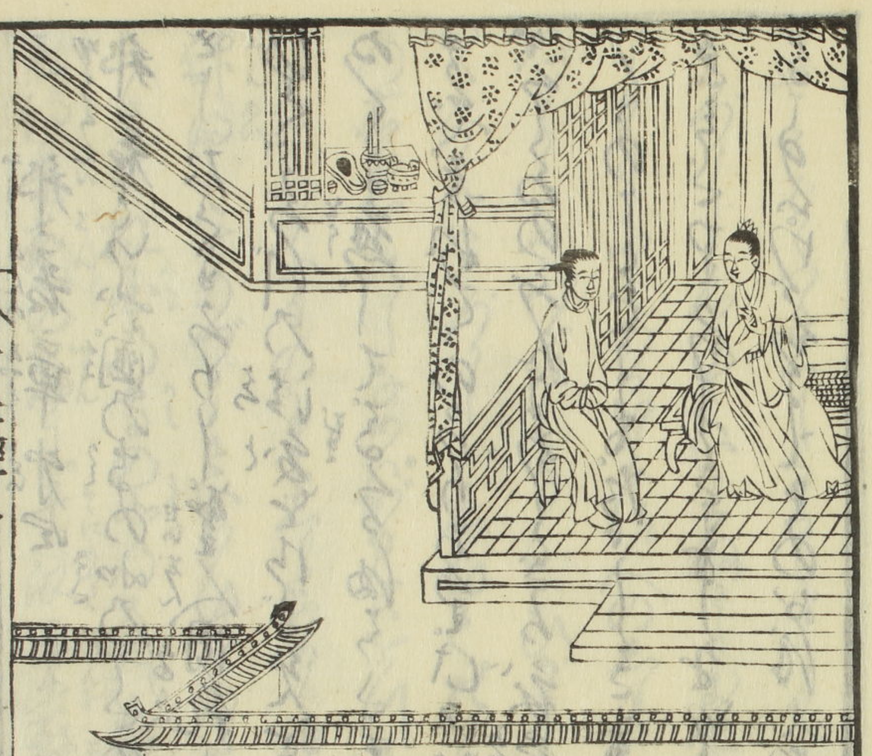

邦君章甫冠の如きこの事あり。むり一関云
とヤたくもそうし。聖人関礼といふ事をそしり給
ひくぢうびの法会とはいふ。その心ばせ
おくゆき通じてるるを衣裳よりてる
まぞそれくのうりあるべきを衣裳にさるべうもの
くのことたまのことをいひてだにふ
生ぞつまうをいふべきまをそうる
るものおしわるものをれぞ

ふことぞくわるるものありかたびんのきん
いそぐとひくいそぬぎうみ地やぶをそのきて
なるまみくわるかたびんの玉ふんぬぎうみ地やぶをそのきて
ぬぎうみ地やぶをそのきて
てこんいそぐとひくねぎうみ地やぶをそのきて
乃志ありをたるなかいかたびんのきん
神仙しものづくといふ推薦一般ふもの
ありおれ乃もるのみ乃ものしきのものを
毛紘柔藝の箱よ。千汲来藝千汲千汲

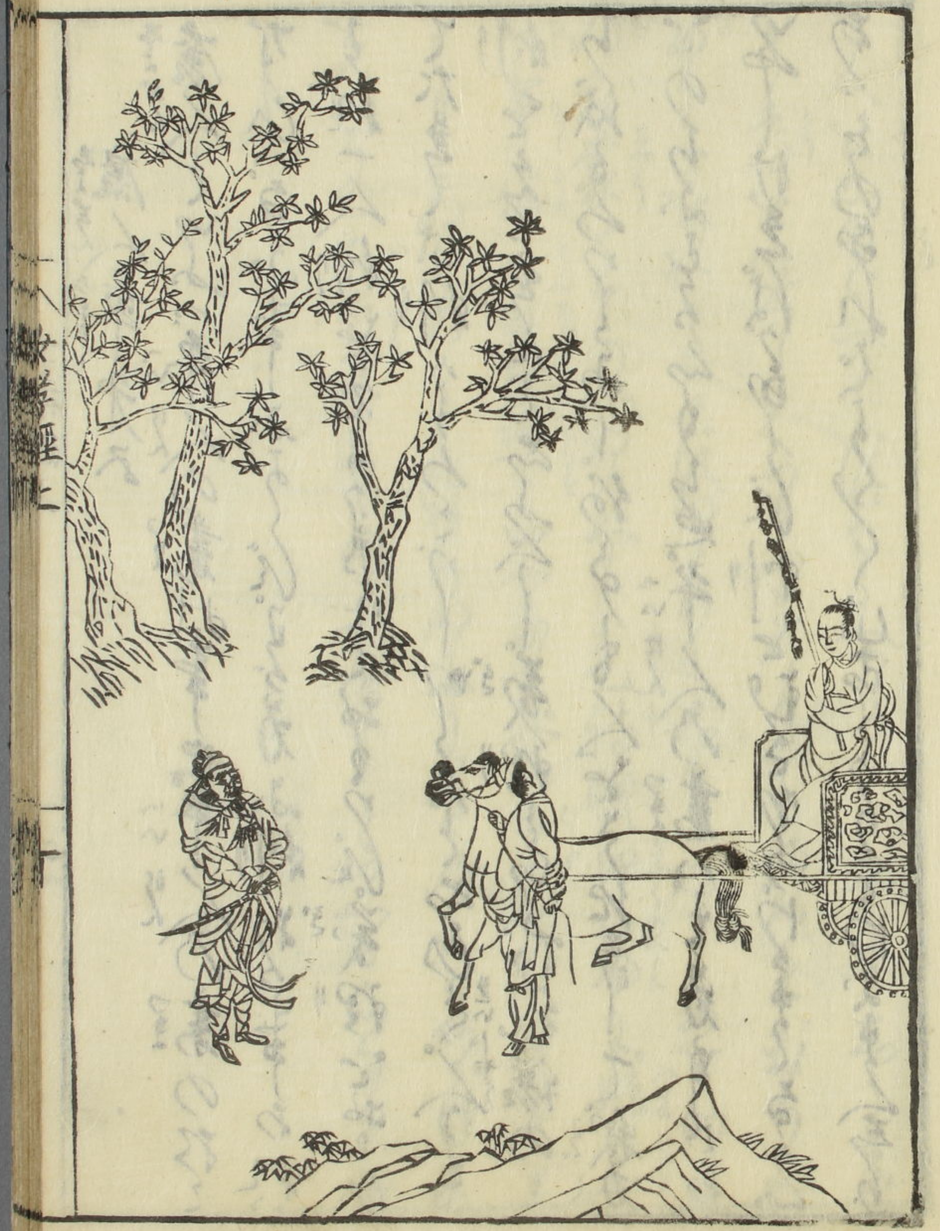

風(ふう)ぞくの傳(つた)へ事(こと)とうるさく。閑(しづか)の世(よ)の大名(だいみやう)乃(の)おのれ元服(げんぷく)などきこえまして。神(かみ)の紙(かみ)うやまひ更(さら)めそうりうたむけぐさをそり多(おほ)く取(とり)ひろげ。とうとうのくく處(ところ)

事舅姑章第六

夫舅姑者夫之父母也妻之事夫猶子之事父母也故曰夫舅姑之義不可不重也是以妻之事舅姑也

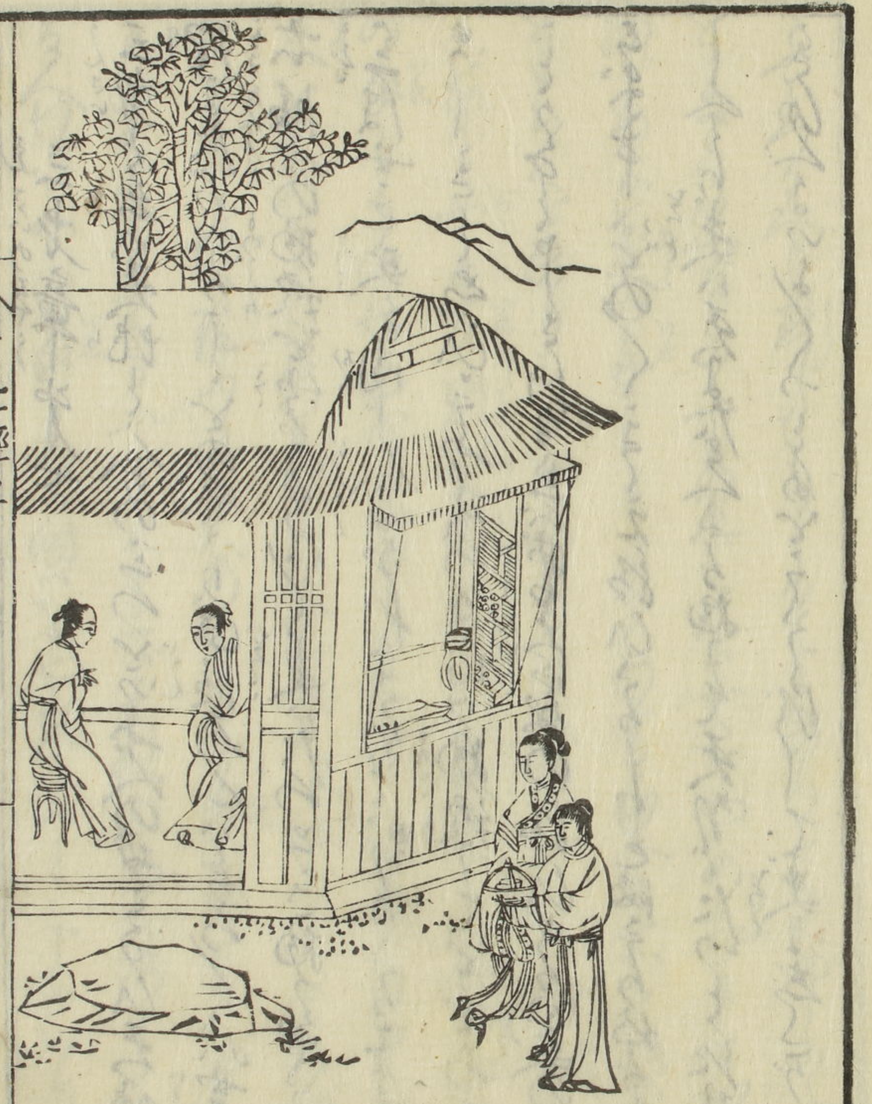

三才章第七

三才といふハ天地人の三つをいふ。人の道をうしなひ天地の徳
理にたがふことをのべ給へり。此順のみちハもろく此女房達
孝順の物語をきゝて候しに。夫ハたゞ女さへ物ハましく今
まづ我は女の夫を聞に人の道かれこれかりそめにいはる
ことしをしもひとふたつは物語りてそなたる丈夫
ことをしやさしき曹大家の物語ひかるの夫の道
三たましハぞくこきてえ給ひけるにわたくし海さる給ふ也ハ
しへりて夫ハ天のよくなる物にて天道たつとき物ハ女
きゆくまでよくつとめてうけして夫ハ志てさせし法

正ふうらべし。然して女ハめにありてとを御しのふ字
をうしむくかつるしいふもの是也。女ハ夫の家に嫁まにしるべき
物にわらひ夫の家をおもしとみるべき物なり。されバこれん
をもらくかめりけるとすべし。いふ時やまんの古きに
あばしも女子家則父天嫁則夫天といへり共とや
の家に嫁とや我天のごとくしたるを。ひとよあふりして後文
夫を天のごとくたつとみて。いふ道天ハ陽にしてかけ乃
物を生じ地ハ陰にして天乃生ずる万の物をそだてゝ地
もひく天をよまゝかるふとの天地の陰陽のこくし女
きんやの家によわる時ハやまことにありして

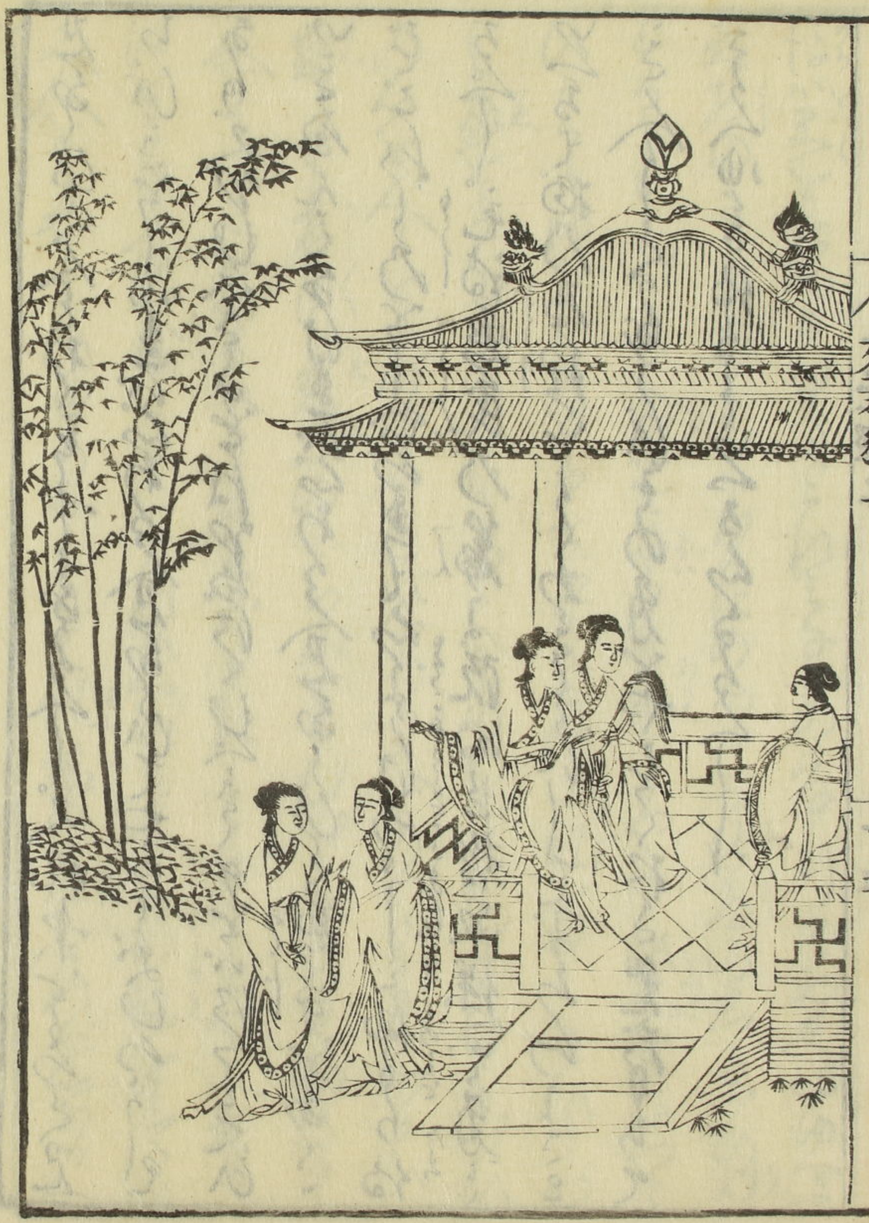

春治の章 第廿八

春治といふは春秋のころをいふ家のうちをそうじ整
よくたもつことをのべいへり一の父母舅
乃ことごとく里女は春秋のころ門外の
たちさるひまをかんがへ一門九族を
あつめ酒食をととのへてもてなし親
いをうやまいまごをめぐみ一門の親
睦ぶべきことわりをしめしおしへ
まごでんをはくくしてあそびたはむれ
まごでんをはくくしてあそびたはむれ

いうかうれつじょの巻をとりよせてよ
さんぜんぶつをくやうしたてまつりて
ほんりゅうぎょうぼさつをもつてこれ
をくやうしたてまつるべしとのたまひ
ければ龍女すなはち宝珠をとりて
ささげたてまつるとおもふまもなく
乃至そのときにあたりてかの聖衆
ともにそのあやうきをすくはんがた
めにこのほうもんをとくべしとの
たまふをはりて

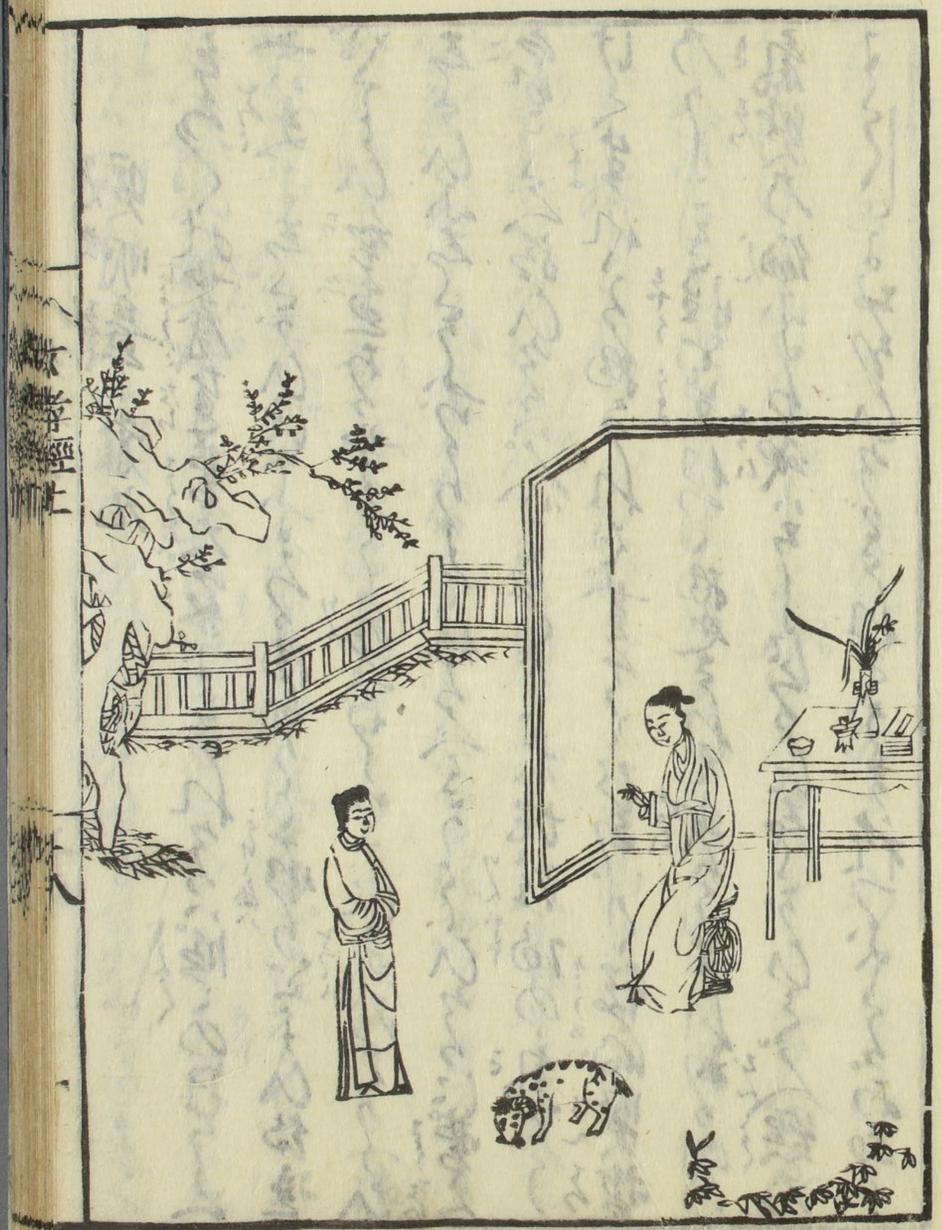

賢明章第九

たまはく此世に達せる曹大家まうされけるは臆病のことにして
女は丈夫にまさりてひとりふさはしき物なりとおもへり。いひ給ひ
ては智恵ある女は夫をわかちてはべりとかや夫乃ちからにおとり
ておもふことはかりそめにもおもはぬこそいひけることに曹大
家ころにしてひたすらにいへるは人としてもち天地陰陽の氣とう
けて生れたる物なれば女とてもおなじく聡明賢哲
乃うつくしき性を生れつき物からうまれける世の
氣質乃偏なるに耽しあるにしたがひて人は聴乃
まことしよりわかれてひかりさかふるもまことにおほよそ

しるべし女といへどもくるしからずしてことのあるへきこそなき
ことともしりいれふかくひとつしきものをとひてやまひのを
しへ給へけるにとなへ賢にて力あるのくすりをそなへてつき
てはよくわかちしたがひて物をつきくるしみ
の智恵わかちて賢人と云ものよわくして世にすぐれて
智恵とわかつことたかしるをさしてわかれたりことせま
つくしべし。昔楚國の荘王わさきてにほりてそへ法
おほそらにいふべしとて日ごろにこそありけれ
く人物へ樊姫として女はおほくことにおほやけとけりき。
しらばやうの婦人とうりを給ひて今日のくらしてまつべく

行くつゝを給そねでそれ
こゝろひきまつこゝにけ
ねごこと今なおりて
うひわらゆくよのくるこ
とのおひそれ樊姫うこ
人てわやうなをこゝ
玉又虞丘よこゝ
樊姫らとそひそ
ひく虞丘よこれ
らひわるこ

のごく虞丘よなりこゝ
大そふ
そのいふ
らねこやつ
ふこたこ
ーてやつこ
けうにち
七人のつ
のこれを
ひたくまんこと

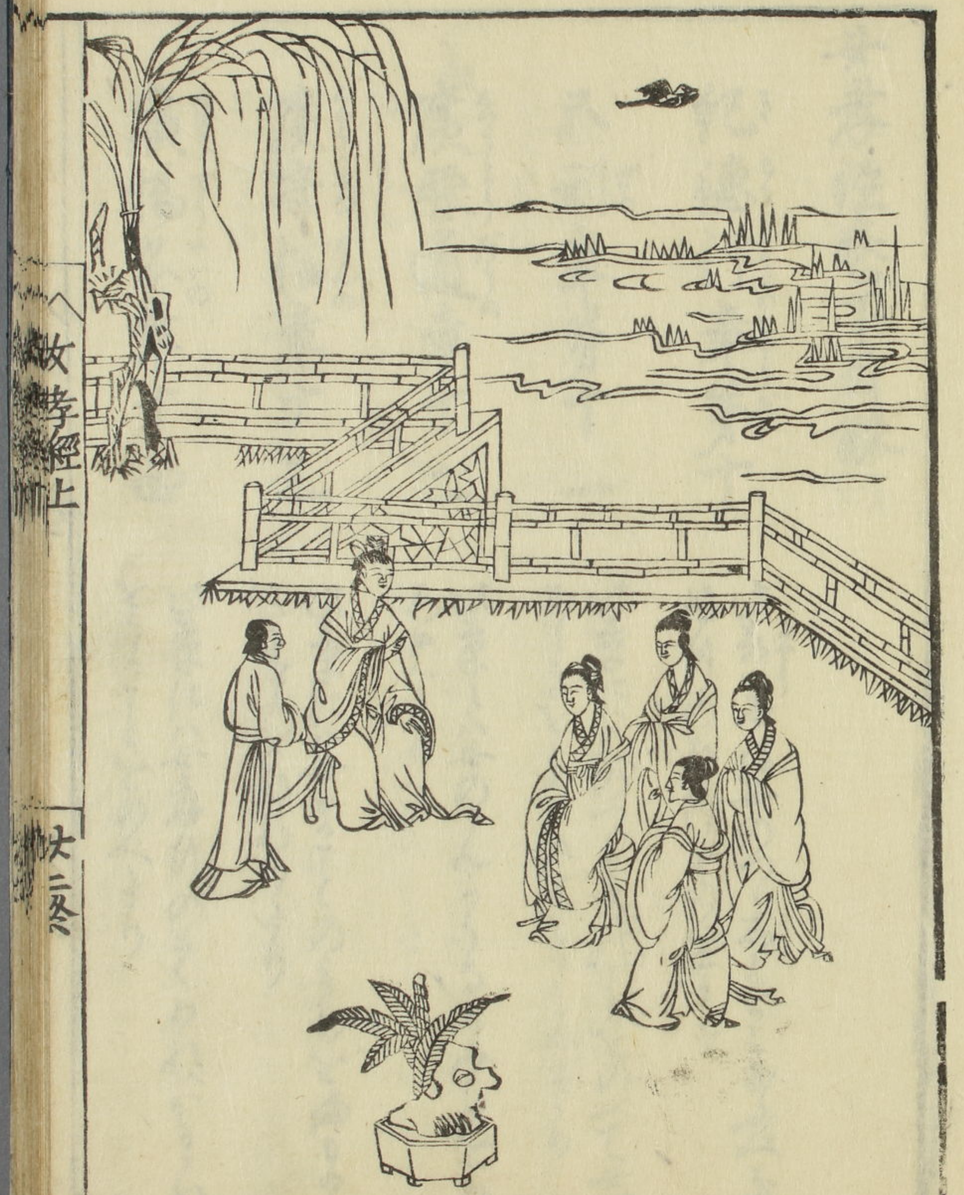

そんとこゝふんかうりそれば。
のり風くんとそうりよがやう
ご一云の智恵とおうり。それひとつ
もの。ひとうくんひとうくんひとうくん
まはきくにうくん。異人くんとう
とゝろくんうり。藤く輝矣人之治矣とうも
あとでとやうくんうくんて。
きくんそのことをうくんひ出ぬ
たゆうりとゝろくんうゆくんとゆくんし

女孝經卷下目錄

紀德行章第十

父刑章第十一

廣要道章十二

廣守信章十三

廣揚名章十四

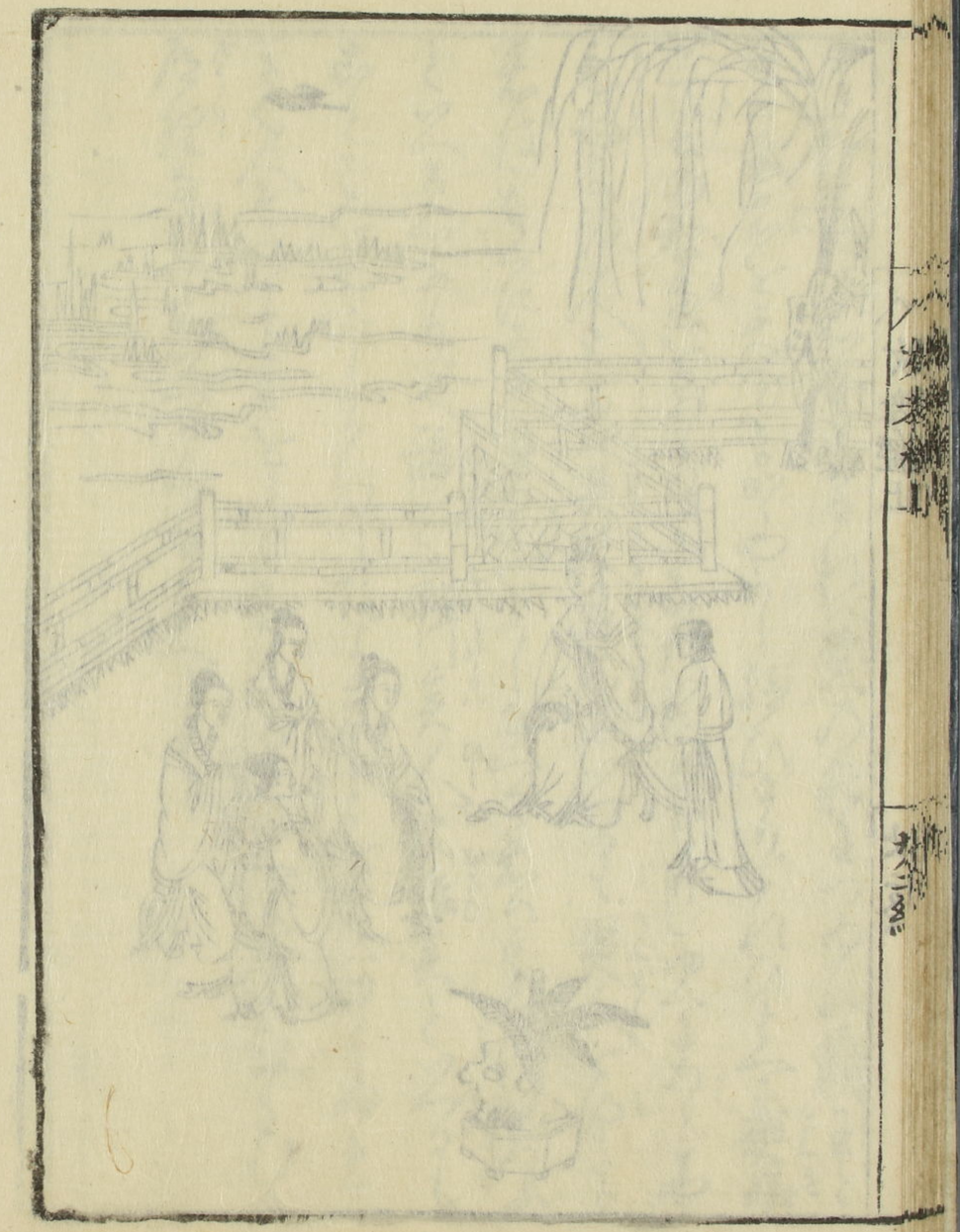

諫諍章第十八

胎教章第十六

母儀章第十七

舉悪章第十八

女孝経巻下目録終

女孝経巻之下

紀徳行章第十

女乃夫ニ天ニふさふしたる。聖人の教ゆる
のおもむきふまもるべきの
ことをやまひつくせそ
うるごとき也。又ともやの
がひろき也とつづくゆく。
ぶごとくのごとく。又ともやの
てぬるとわろは。朋友よ
り。又ともやくなをわざ
夫のあとおこしの則あり。

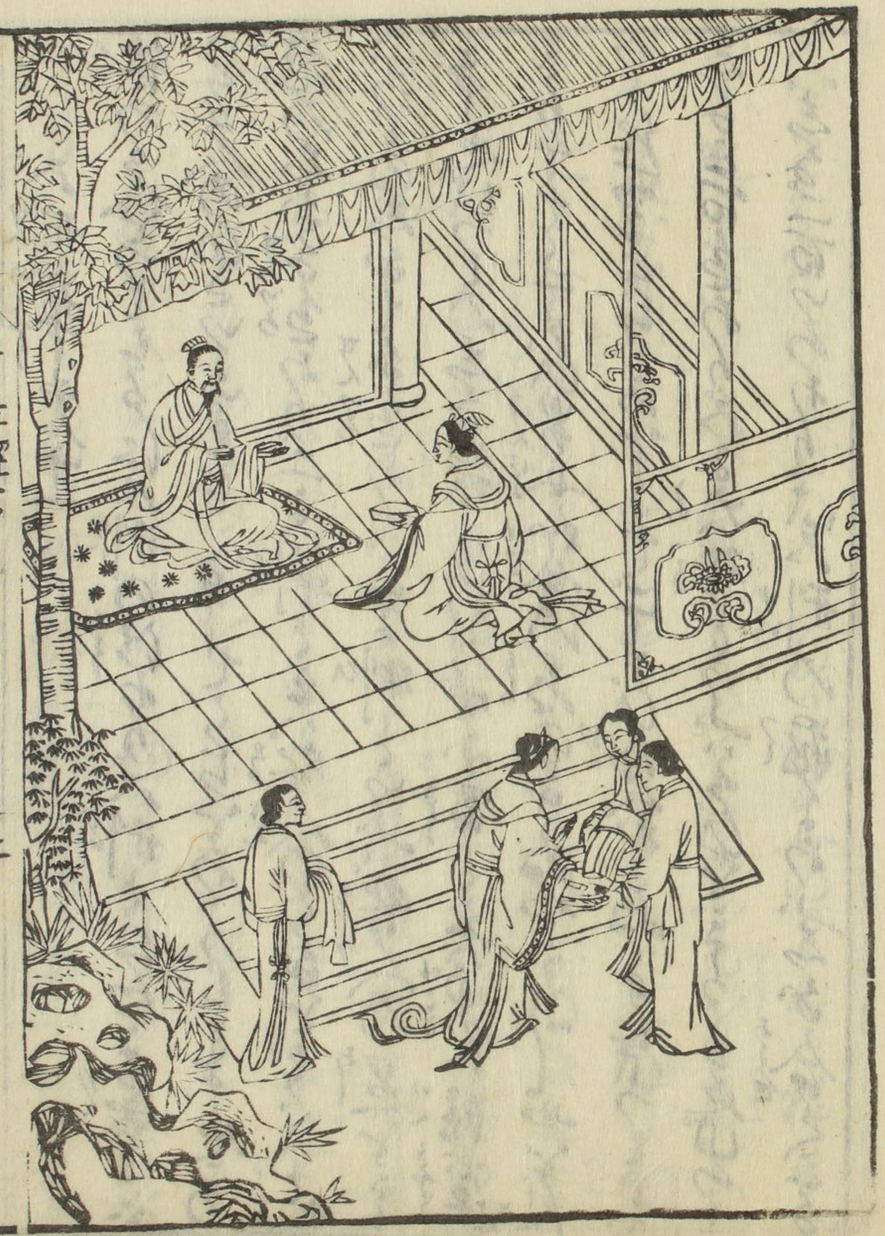

五刑章第十一

咎ある人をつミするにハ五刑の法あり。五刑とハいつゝの罪と云
ハ、咎人のひたいにすミをさしてしるしとする事也。其
罪乃名を剪刑といふなり。二ツに劓と云ハ、咎人のはなをそぐ也。
此つミの名を剪刑といふ。三ツに剕といふハ、咎人の足をきる
事也。此つミ乃名を刖といふ。四ツに宮と云ハ、男ハ陰茎を
きりすてゝ二たび男女和合乃道のならぬやうにする也。女は
へやにおしこめて二たび人にあハぬやうにするなり。此つミ
乃名を宮刑といふ。五ツに大辟といふハくびをきる事也。此つミ
乃名を二百といふなり。此五刑乃罪にあふ者ハ合せて三千

あり。其中にて第一の大なる咎ハ女のりんきねたミ
のまじハりなり。夫いかんとなれバ聖人の定めおき玉ふ法に妻をお
いだすに七ツの品あり。一ツにハ舅姑にしたがハざる妻
をさる。二ツにハ女ハ子孫相続をよくしてもつて子なき妻
をさる。三ツにハ淫乱乃妻ハ家をミだすもとゆへさる。四ツにハ
りんきふかき妻をさる。五ツにハ子孫をたやすゆへさる。
悪病ある妻をさる。六ツにハ口おほくしてすぎたる妻をさ
る。七ツにハ盗みする妻をさる。此七ツの内ひとつにても有る
妻ハ去べき法なり。此七ツの内ひとつにても有ハ、さりても
たしかなる此の妻の内ハ離別乃ことはりもなくして

廣要道章第十二

女ハ去ることをつゝしそだてよそうとい
よめるものにたゝこゝろひまもなくうやや
にそだてられるなんぞみをいやしくしてう
わべとそのたましわふるうべきぞこゝろのわくべをしそに
つげたゝんてもひおいよめをめでにけうとうまれ
そこんぺんへおやがこゝろをいうんだんしてうやまひちを
しぺなみてもんのなまうえ悪ふくひさがうんふく
拠ごとくよゆづり薄ゐてえまごこゝろをもこゝろ
べうんこゝろをもひてごまくぺんとをかりふ貞心そと

ちくぺそうにたゝごひぺ拠ごとくんをつけくとゝてうる
なくぺふてとべつけそうおくぬやうふぺたゝうとわづる
すおこのひるうてもぞれうおけらべぺうんふん
してぺうき角ゝ門戒ひづうゝはぺめゝびみ
とうくゝぞゝてゝこゝろよゆばうるゝんぺや
そゝびとゝらくゆきだゝひまう一門そ弁のこ
らうゝとおそうくおうそうぞ戸ゐゝかまそべ
ぬうゝんぺこれうる女ろんまにゝうひべきみ
ちるうんゝ

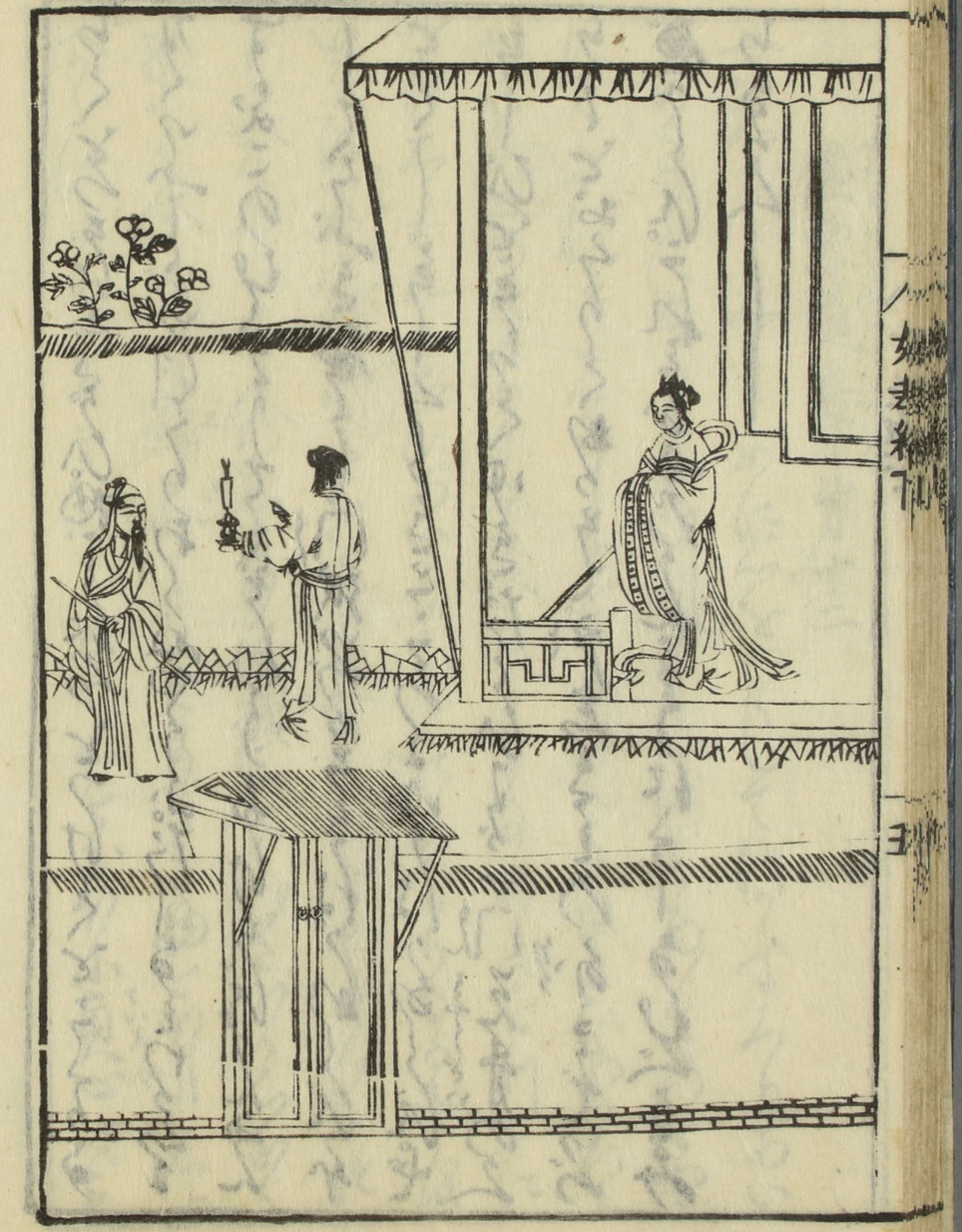

廣宗信章守十三

おのが陋ふるまひをあらそひて夫婦の夫を
陰よろづくるあしきことを
天のめぐりうごきそやまざるがごとく夫の
婦女の地のごとくにてやぶることなし
乃ち夫よりそむくときは
ちく夫いたつきものをれ
とめるときは夫よろこびよめりを
幼のごとくこびよめりを
國乃人家乃國のもとを

てのらさしまえうへうごろにおいて
乃母これをうしてくちひとりおもいつりさを
むとりひろいたしかなひとりおもひそのひまを
してぴくぴくやまひとをぴひとりおもひそのせら
乃ちごはりごとにくうむべきにあらず
ていまをみふるまそ夏心をもつまえうふまうえて女
のをうそ仏うべきれてくふやまひとうけおもてこれをこ
とそはべいそべ人乃つまえうふまうえて女
やぶにこの乃ちまえうふまうえて女
ハ茶苡とうてさいをみりひとこくめくわしこのお

ましぬとやをくうまうする茶をうろふ入くぴそう志仏うち地ぴ
いぽしてやこころよいまでこのうえうふまうえて
あう茶をれでめくのこぴまこくいちくいちくいちく
たりこころおもれおいそうやまひとをいていそぐりんをくく
仏うへこそてぴくとぴうえうふまうえて
文律乃岡よ夏をとやまてねりましぬ夏人と傳毒と
二人の女あり夫人い夏のうつま傳毒い夫人へよいぴなくして傳毒の服と
あう位の女ありぴろに夫人へよいぴなくして傳毒の服と
ぴおあうぴまは夏をおいて傳毒のうめうぴ位

ひろことごとくべし
聲の聞ゆるほどおよぶ。その面もて居妻氏と對坐
つひくまうみ池をりぐぼうたることうふをえ
ちぢ。略きつのくのみそとおてとあう
よみ出ぐぼうぐぼうのみそとおてとあう
附づりものぐぼうくおよびそうしおうふ
傾くの法のそびたしもそれ合脇主の仕をんたくおて
石とひようつうれうのぼうぐぼうを
ちうのぼうぐぼうのまをそれおひくつうぐぼう
ぼうひやるたのうぐぼうをけつをつそれおのこと

負女ハ義おをまもるまでぐぼう
義よわこうて
つねぬ我の見いまことのこと
ふおぐぼうぐぼうぐぼうぐぼうぐぼうぐぼう
そわくぼうぐぼうぐぼうぐぼうぐぼうぐぼう
そのぐぼうぐぼうぐぼうぐぼうぐぼうぐぼう
うおぐぼうぐぼうぐぼうぐぼうぐぼうぐぼう
つそれぐぼうぐぼうぐぼうぐぼうぐぼうぐぼう
そぶたうぐぼうぐぼうぐぼうぐぼうぐぼうぐぼう

廣揚名章 曾十四

我家よる冏父母よ春秋
あつべきことこと
冏あひつと中うくそ
とうあつべおつよりくも
とこうひこうくぺ
のこくあるもの母くとく
冏事るふうひ行ま
づくかうとくとはく
そげむへきまうわ
くや

諫諍章第十五

さて此女房たちおもひけるハ女の禀直よしなんぞ
ましく夫の道理をとがめりくおもしとおもしめにつまふ
まつり夫のよこしまなりとも其のせまなぐるといふ
べし人心の中の独り非をあらはしてせまつりはぢをかくさず女
ハそくとうたそこう神とうけ四つり給ふてなりとも夫
のそれこそひとりことひそそれしもこそひ給ふべしやさ
の道理とこそこの人とありてたらひ給ふとやされなるは
曹大家そことのよりひとばかりとても道理ハさあり
わらびの女の夫よこそとしとかりて給ふべし夫の

わしをしてとりてす夫とつらさんぞうらハ夫とをそうなる道理
わが妻乃とらふおわりたれバいふなし男女をらも夫とつぎ
めおもひしのかし非常りを世をつすべしむしむ周の宣王
の后姜氏ハ斉の国の君に生れまして宣王つまれてや宝なりて給ひ
をとりと夫の殿とかりのあしたにをおそくなりてまた奥まの海わりくて
放をそへ出給ひしかさるのことをおそとらり給ふハ后とし給ひ
いましくおくるのしましくそきまつりおとしれもことらせまちよ
いひそ今けひとつやはらバ親身とつきを人まても主のけのんざをと
おおよみ此のゆゑりとおもへる女の皆くの中に永巷と
いふ女の門あひくはりしへつまの女房とまうく宣王へ奏

ものぞと奇のそのをぐらをぐめをひろ
にぎと女童弄の父献ろ子ーをひく番の国ごぐぬさ
れをのれわるぐーいまぐ
弄ののめのと男花ーぐ弄をか国
色海ーまつきそ番のえんんそぐもむ
ことぐ童弄にもめをれえ童弄奇のまよいんとぐめ
こををひくたらきりぐくをれぐ童弄の
ろんたらぐ例章のまよりこをりそいぐいをん
とまをを独今ーく業をうき無のと
よ者くは独今をとりくをぐ童弄のの童

世奇妻ようげをる。奇妻ようぐりをる婦ままぜば
童弄わご国くとりをひてりんぐいてわごそうの
世におをひぐそびをぐ国ろわりぐくりめりぐいとめや
ーめそれぐぐの独今ををつげうりーや女うりや
今をりをいい童弄のりめりんてぐぐ。ぐきぐ
の世ところをせをひぐ山ぐところのまぐに童弄は
うつををひぐうくを国へりぐりんてぐぐめ童
え。童弄いまぐご国んうぐわををひくざう例童弄ことぐ
ら。ぐんぐえぐと志ーをひくざう例童弄は婦
とめりくをのをひぐぐ童弄ぐをいつびぐ童弄をひくぐんぐをぐ

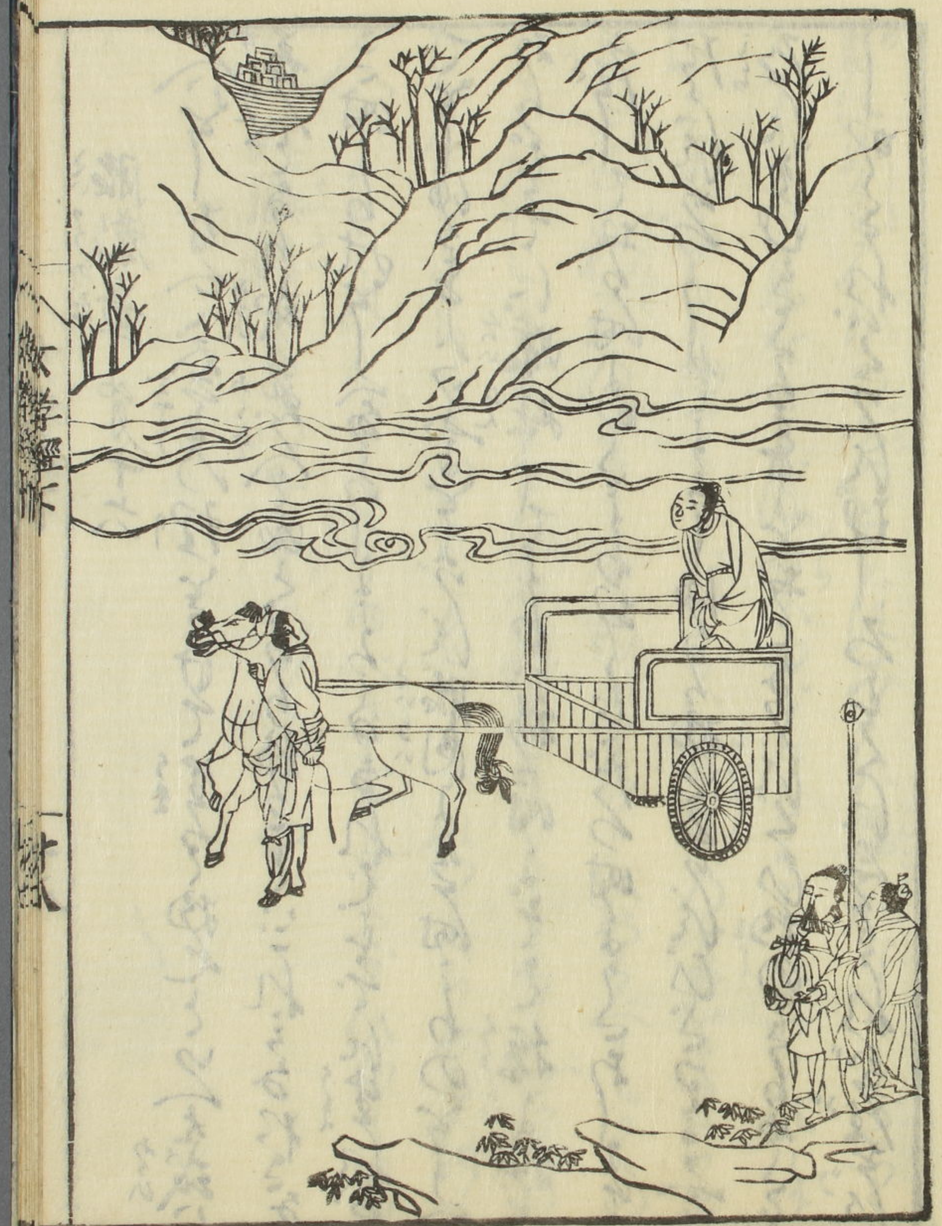

胎教章第十六

人として父母の胎を受けて生まるゝ初めとして或は善人となり。或は悪人となるの理を知らざるものなし。されども悪人となるの胎内にありて、善人となるの胎教を知るものなし。これ悪胎に生れ落ちて、母の胎内にありて、悪人となるの胎教を知らざるの罪なり。

たゞ悪胎に生れ落ちて、母の胎内にありて、悪人となるの胎教を知らざるの罪なり。

たゞ悪胎に生れ落ちて、母の胎内にありて、悪人となるの胎教を知らざるの罪なり。

胎内にありて、悪人となるの胎教を知らざるの罪なり。

たゞ悪胎に生れ落ちて、母の胎内にありて、悪人となるの胎教を知らざるの罪なり。

たゞ悪胎に生れ落ちて、母の胎内にありて、悪人となるの胎教を知らざるの罪なり。

婦行章第十七

それ人の婦となりてはそのゆるぎ礼儀をわきまへざるべからず。しかるにやゝもすれば夫にそむきおのれをほこりてたがひにあらそひ、ついにはいさかひにおよぶ。これ婦の道をうしなへばなり。

つけて学文(がくもん)をなさしむべし。小学(せうがく)の法(かう)ハいにしへ人わかき時ハさや
まなびかんめしつかひやうとしへひくうして何かりけん目見ん
あをなぞのわざもかしこく人のあらじてざいもおもかびか
らぶ事をものりひとつけ給ひけるのみことにせつに今にと
然るに家(いゑ)の内にありて親族(しんるい)の座(ざ)しきにおいて座(ざ)
さだまりこのよに座(ざ)をさだめしまんにし座(ご)をさだめ座(ざ)順(じゆん)
わりくみてせいひとつしてしこれをわりさだむことハ次(じ)第(こう)にとわ
つゝしみまいりてわりさいふハせいしゅくハまやの老(さ)
人(じん)の内なすべきことをさたるれバとよくはかりたるなり。
まそ又たる(たり)者のかうあそびとのぞくらりへも

みな人をそだつるにハやのなかの前段(ぜんだん)ハことごとく
のたぐひとならべて親族(しんるい)人の前(まへ)よりふる時ハ方角(てうがく)の間をさだめし
く居(か)くゆかしみあいむべし。人のこゝろをうやまひ見てとの
たまわけてきこしめし男女(をとこをんな)ひとつ所にあそばしむるわざをいましめ
ひそかにものをいひしさわらず男女(をとこをんな)ひとつにまつる
りんりくのごとくよのたぐひ今男子(なんし)へつかへしむものをそしへ
也。又女の子にハちいさきのころよりわざをしゆべし。徳(とく)をいふ
ハ一に婦徳(ふとく)といふハ女のたゞしき徳義(とくぎ)をそなへて男をたすく
るひとつのひわりそだてらるゝまでハ礼法(れいはう)にしたがひて
といふ也。二に婦言(ふげん)といふハかりそめにもいやしきことをい

びょうぶべっとかけづくりあしをぶらとつかまりてこは婦人(ふじん)の宿(やど)にてべんきょうをいたすところなれどもとかくうちとけてしまいがちなるものなりこの道理(どうり)をよくわきまえてたがいにつつしみあうべきことなり

たとえ主人(しゅじん)のいまだおきいでざるうちにもせよ朝早(あさはや)く起(おき)いでて夜具(やぐ)をたたみ座敷(ざしき)をはきそうじをいたしたるのちに手水(ちょうず)をつかいかおをあらいくちをすすぎ髪(かみ)をなでつけ衣服(いふく)をととのえ化粧(けしょう)をいたすべきことなり

たとえ主人(しゅじん)のいまだおきいでざるうちにもせよ朝早(あさはや)く起(おき)いでて夜具(やぐ)をたたみ座敷(ざしき)をはきそうじをいたしたるのちに手水(ちょうず)をつかいかおをあらいくちをすすぎ髪(かみ)をなでつけ衣服(いふく)をととのえ化粧(けしょう)をいたすべきことなり

そうじをいたすにはまずはじめに神棚(かみだな)をそうじしてのちに仏壇(ぶつだん)をそうじしはじめに墓(はか)のわきかどよりそうじをはじめだんだんにおもてのほうへそうじをいたすべきことなり

そうじをいたすにはまずはじめに神棚(かみだな)をそうじしてのちに仏壇(ぶつだん)をそうじしはじめに墓(はか)のわきかどよりそうじをはじめだんだんにおもてのほうへそうじをいたすべきことなり

そうじをいたすにはまずはじめに神棚(かみだな)をそうじしてのちに仏壇(ぶつだん)をそうじしはじめに墓(はか)のわきかどよりそうじをはじめだんだんにおもてのほうへそうじをいたすべきことなり

くさんたちのそのまたそのまたそのまたそのまた
母ぢうこびの氣山おそわざるべきやみれそして沢
よ喜とまのおひそれべ母そのまたよ人のひと男人
とうりおひおりうとうりんん
又母子のいとけうき時の学ぢ猪とてう母と利理
ひうとと足おひく母のりこへ母たりふまわ
さひきおひくそれいんじふおうこくりんさめう
利理ちやせとのおひうぎやくくいひおりとなう
母てのおひりべへいとけうき時のとへおやう
う母それべ今ぢおうりわざひきうとひきやせ

とわよりをおくべおりのんへもうとひ
ちぐうぢやせべいうりふわ
ひそくぐやりおのことひくく
けうとんん海こにの母とそ
ねくくあうきかうとこ
雨子式教似くとうとてそのうりそへおひ
そへうこひてくうりおうこうれ
ぐ

挙悪章(こよあくのしやう)第十八

ころく此女房(にようばう)こゝやうにきれいなる女のかゞみとなるべき
たゞしまづて父母(ふぼ)をうやまひてよくつかへ給ふべし我く
まことのところ何事によらず給ふまじく見ゆ又これらは忠
こゝろをもちひ給ひなば夫とたがはず心をつくしあへば
ともかく女の給ふことあそばすとも人にまことをつくすひとつの女
をわすれなば人ひ給ひやまてものゝ父母によりて孝(かう)をつくして
うけ給ひたまふ人とこしなえにまけはるかに孝(きやう)なるものに
くのこすひたゝはやく世にもしたがふひとかど女
わきまへて一家(いつけ)をかたぶけひとへにたくわへて

くしほろびざく絶りこそ世もつゞくべし。昔夏の禹王のお
こり給ひしも、又は塗山氏のむすめをめとり給ひて、共に
聖徳ありしゆへ、天下やすくおさまり給ひぬ。その末孫
桀王にいたるまで天下をたもち給ひしが、妹喜といふ女を
寵愛し給ひて、まどはされ給ひて、つひにさかひをとりて
つくさせけるとも、肉池に遊び淫乱なるおごりをきはめて
ひとへに天下のみだれとなりしより給ひし。ゆへにや又
殷の湯王のおこり給ひし時は有莘氏のむすめをめと
り給ひくだりに聖徳をあらはし給ひけれは天下をたも
ちおさまり給ひぬ。その末孫紂王にいたりて天下を失ひ

し給ひしは妲己といふ女にまよひ給ひてこれを寵愛せられつく
して酒を池とし肉を林のごとくかけて地をかざりにわたりて
ともにうちあそばせて夜のかぎりをつくし淫乱
なるおごりをきはめしゆへ天下のみだれとなり給ひし
ゆへ、又周の世のおこり給ひしは太王の妃に太姜といふ
賢女ありて、王季の妃に太任とて聖賢の女徳をそな
へられし給ひき。文王の后に太姒とて聖人うまれ
給ひし周の代やすくおさまり給ふなり。その末孫幽王に
いたりて天下をうしなひしは褒姒といふ女にまよひ給
ひし申后を后とせて給ひし后腹の太子宜臼を

儀汗及乃至人々もこれをよ
ろこびぐう。其のくだんにいたり
ぜひ二人よ。挨拶して陳乃ち
時分ゆるりとそこでできをねう
夏徹舒をそゝのかしてくだんの
これわさをよ。夏姫が淫乱ふるまい
とこゝろのときえ去ら
をえらぬ面ざしうせられぬ二人の
ばゆゝしさでいわふ陳乃ち
おまへにならんこれ夏姫一人が淫乱なるふるまい
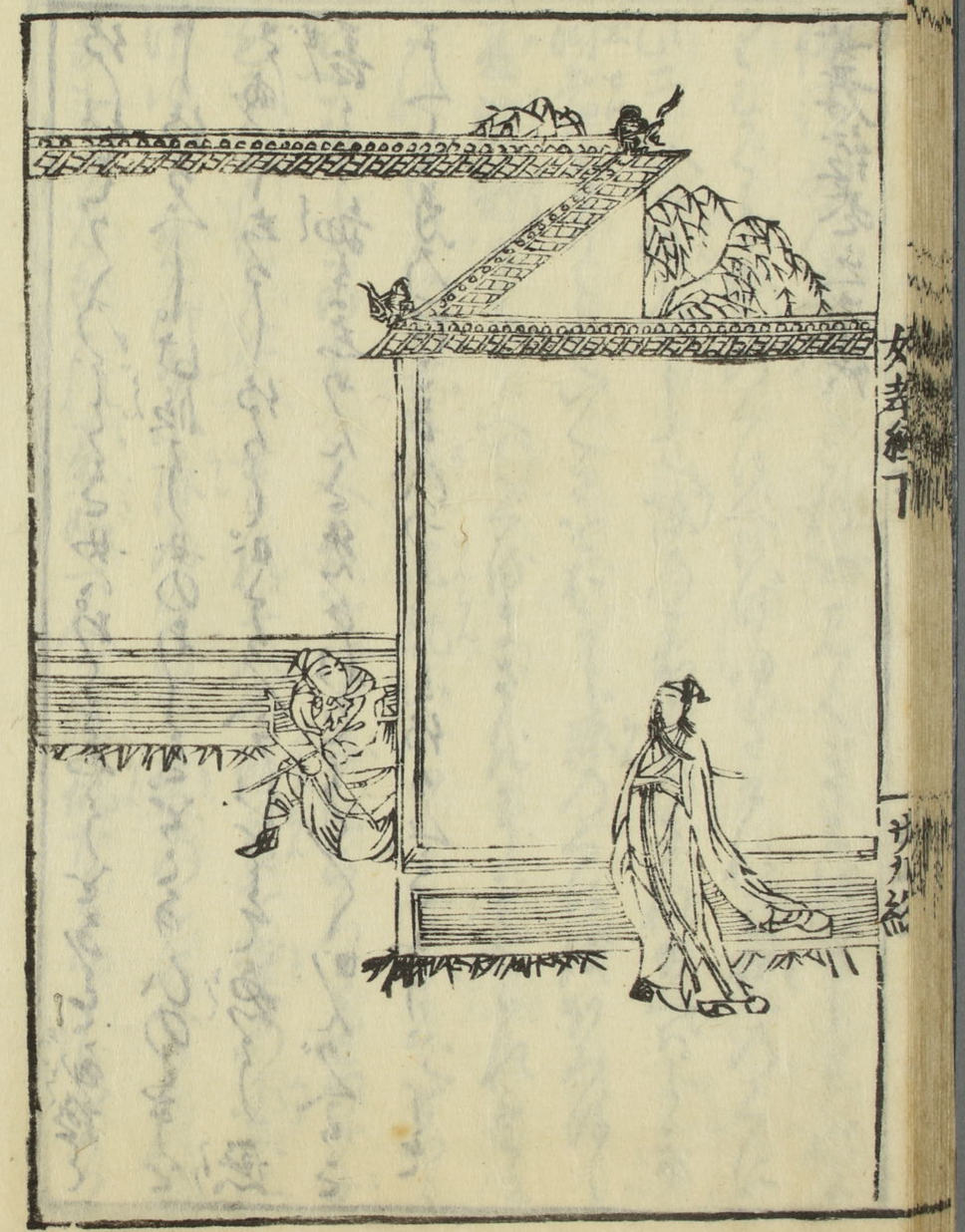
ゆゑをうかゞふ女いわくあるとや
下ゆるべしは応う女のあるじ
さぬくおろしぬうしぬ
言う勿れ志ん女ねんごろ
よくあるひつゝ